

古文書学における近現代史料

——近現代文書への接近の試み——

鈴 江 英 一

一、課題の設定

さきに筆者は、「近現代史料論の形成と課題——古文書学などの接点について——」（以下「形成と課題」と略称⁽¹⁾）を公にし、近現代史料論の形成過程の中で果した古文書学の役割を明らかにした。同時に近現代史料論の論議が、古文書学の方法論を超えた領域へ拡大させてきたことをも述べた。これは近現代史料の多量にして多種、多様な性格が、史料認識論の分野においても、史料管理論の分野においても、古文書学との距離を拡げていったからである。これに対して本稿では、古文書学が近現代文書に接近し得る可能性を追求してみたい。

筆者は、古文書学もまた広く史料学の一部であつて、史料——それ自体、多義的であるが、ここでは組織、個人の活動によつて生じた文書・記録（アーカイブス archives）としておく。もつとも古文書学との関係では、「文書」と記す場合もある——⁽²⁾を特定の方法論によつて認識する研究分野であると考えている。⁽³⁾従つて近現代史料の研究におい

ても、当然その一分野として古文書学の研究領域は存在するはずである。ただ、近現代史料学(論)の中に古文書学を位置づける、あるいは古文書学が近現代文書を研究対象とするに当たっては、いくつかの検討すべき点があるのではないかと思う。古文書学と近現代の文書とは、他の時代の文書に比較してこれまで著しく疎遠であつて、古文書学の関心の持ち方、方法論がそのまま近現代文書に対しても有効であるのかどうか、自明とはいえないからである。古文書学と近現代文書との間には、今日でも相当の懸隔があつて、両者の接点を意識的に求めて架橋するのだから、古文書学が扱い得るのは近現代文書のごく一部分にとどまらざるを得ないであろう。本稿では、その懸隔に架橋するため検討すべき課題がなにかを明らかにしつつ、架橋の方向について考察を加えたいと思う。以下、次節ではまずこれまで近現代史料論の到達点を要約し、三節では古文書学と近現代史料の懸隔がどのようなものであるか確認する。四節においては近現代文書への古文書学の接近の試みを述べ、最後の五節では本稿のまとめとしたい。

註

- (1) 『史料館研究紀要』第三号、二〇〇一年三月、所収。
- (2) 文書・記録すなわちアーカイブスとすることについても、多くの議論があろう。ここでは、本稿の以下の議論を進めるために指定した定義と考えていただきたい。
- (3) 古文書学の定義めいたことを述べたが、本稿では、古文書学を全面的に定義する意図ではなく、本稿の以下の議論を進めるため行ふとりあえずの規定である。

二、近現代史料論の到達点

近現代史料（文書・記録）にかかる意識的な追求は、筆者の理解では、一九六〇年代以降に行われている。その最初に掲げられるべき研究は、大久保利謙「文書から見た幕末明治初期の政治——明治文書学への試論——」⁽¹⁾であり、その後して考究された藤井貞文「近代の古文書」⁽²⁾である。以来、近現代史料論が古文書学とも関連して展開してきた成果を次のごとくに概括することができよう。

まず第一に挙げるべきは、近世から近代への文書様式の移行が古文書学の方法でとらえられた点である。右の大久保・藤井両論文が近代文書研究として着目したのは、近世文書の形態、なかでも文書様式の継承、変容、また近代文書様式の新たな発生、文書制度の確立過程であった。この分野は、古文書学、とくに様式論からの影響が最も強く現れており、また、近代初頭の文書の性格を近世から近代への過渡期としてとらえることによって、これらを近現代史料論の有力な一分野とした。⁽³⁾

第二には、近代史料の特質を近代社会のありようから把握しようとする視点が提示された。いわば近代史料の性格論的検討である。一九七六年に公にされた丹羽邦男「近代史料論」⁽⁴⁾はその主張であった。もともと丹羽の近代史料論の対象は、筆者が前提とした史料（アーカイブズ）にとどまらず、歴史研究の素材全体を指している。ここでは丹羽は、近代本来の自由にして個性的であるはずの一般的な性格とわが国の場合との落差、またわが国近代史料の限界性を強調した。さらに「近代史料の一般的特性」からするとわが国においては近代史料の「公的史料の優越」と、対するに「私的史料」の政治的制約が特徴であるとも指摘している。⁽⁵⁾

第三は、近現代史料とくに公文書の作成から施行、編綴・保存の各過程を研究の対象として認識した点である。古

文書学では、形態論、伝来論の研究がこの一部に相当することになるか。この視点は、前述の大久保論文においては、法令公布・施行方式の近代化として呈示されているが、以降はとくに文書館内部の研究として発展してきた。すなわちこの分野は文書館業務の一環として、整理、目録作成、利用者への史料紹介、レファレンス業務を遂行するたゆめ、文書の作成、決裁、施行過程、簿冊への編綴、その後の伝存過程をあきらかにする必要から研究されたものである。決裁文書細部への分析など古文書学に隣接したこれら研究は、わが国では主として各文書館・史料館において著積されてきた。⁷⁾

第四は、史料管理史研究の成立である。文書・記録の管理がどのようになされているか、という関心は、第三の史料の作成から編綴・保存の各過程に対する研究と重なるが、文書・記録の管理史がひとつの研究領域として主張されているので、項を改めて挙げてみた。史料(文書・記録)、なかでも公文書の管理に対する関心は、これも文書館において、史料が群として形成されてきた過程の解明、また文書、なかでも組織体の文書を文書館において保存する際の評価選別という実践的課題に裏打ちされて発展してきた。この包括的な成果が、安藤正人・青山英幸共編著「記録史料の管理と文書館」⁸⁾であろう。ここでは文書管理を歴史的にとらえることを通して、公文書の評価選別を歴史的視点で意義づけようとしている。文書管理史の研究は史料存在の歴史的意味を明らかにし、かつ文書館における評価選別理論に隣接するものとして史料論の重要な位置を占めている。⁹⁾

以上、近現代史料論の到達点を四点に亘って挙げてみた。これら近世からの移行、変容、また史料の生成・管理の歴史的過程の考究、評価選別に関する論議は、いずれも近現代文書にかかる特有の課題であった。このような近現代史料の研究が、今後どのような方向に深化するか、「形成と課題」では、それを、(一)無限定に拡大する近現代史料を

生成せしめるシステムへの考察、(二)近世から近代への継承、また行政組織編成、文書管理概念の近代的変容の分析、(三)生成し伝存される近現代史料の伝える情報の社会的位相に対する考究、としてまとめた。さらに「形成と課題」では古文学がこれに対しどのような関係をもつか、可能性を持つているかについて課題として残した。本稿では、古文学の側からその関係を求めてさらに論を進めようと思う。

註

(1) 立教大学史学会編「史苑」第二卷二号、一九六〇年十二月、所収。

(2) 古文学学会編「古文学研究」創刊号、一九六八年六月、所収。

(3) 註(1) 大久保利謙前掲論文、二頁以下、七頁以下。註

(2) 藤井貞文前掲論文。拙稿「明治初年、北海道における法令の施行——開拓使文書の体系的把握のための試

論——(岩倉規夫・大久保利謙共編「近代文書学への展開」柏書房、一九八二年六月、所収)。最近では、書札

礼の研究を想起させる佐々木隆「近代私文書序説——署名表現にみる政治的關係——」(「日本歴史」六二八号、二

〇〇〇年九月、所収)がある。

(4) 「岩波講座日本歴史」二五、別巻二、一九七六年九月。

(5) 同前、一七二頁。

(6) 註(1) 大久保利謙前掲論文、一〇頁以下。

(7) 文書館における史料学研究は、多数にのほろが、行論にかかる論文を例示するならば、拙稿「北海道庁所蔵第一

文庫系簿書の紹介と考察」(「古文学研究」第四号、一九七〇年十月、所収)、註(3) 拙稿、竹林忠男「京都府

庁文書に見る明治前期公文書の史料学的考察」(京都府立総合資料館編「資料館紀要」第二一号、一九九三年三月、所収)。

(8) 北海道大学図書刊行会、一九九六年二月。

(9) 「近代公文書学」「近現代史料論」を標榜する中には、その研究が文書館における評価選別、保存管理、公開を担

うものとして主張される場合がある。例えば津田秀夫「近代公文書学成立の前提条件——公文書概念の変遷と

保存公開をめぐる——」(「歴史学研究」四〇三号、一九七三年十二月、所収)のち同著「史料保存と歴史学」三

省堂、一九九二年五月に収録)、松尾尊允「近現代史料論」(『日本通史』別巻三、史料論、岩波書店、一九九五年十二月、所収)等である。これらは史料認識にかかる史料論とは、別に指定されるべき史料管理論の範疇である。一方、史料認識論と史料管理論、なかでも評価選別

との関係では、拙稿「町村制」における文書管理の性格——近現代史料論としての考察——(高木俊輔・渡辺浩一共編著『日本近世史科学研究——史料空間論への旅立ち——』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年二月、所収)参照。

三、近現代史料と古文書学との懸隔について

「古」文書学が「近現代」史料を扱い得るか、という問いは、単なる表現矛盾とは言えない、古文書学の課題と近現代史料にかかる研究の課題との懸隔を示しているように思う。ちなみに大久保利謙論文の副題では「古文書学」と言わず「明治文書学」とし、さらに大久保が関わった国立公文書館開設一〇年を記念した論文集が「近代文書学への展開」⁽¹⁾を掲げ、さらにその中で津田秀夫が公文書保存管理の学問的体系を古文書学と対峙させて「近代公文書学」としている。これらは、いづれも古文書学の対象たる古文書に包摂されたい近現代史料(文書・記録)の多様性とそれまでの古文書学とは異なる研究の視点、方法の必要を認識したからである。

このように考えるならば、古文書学が近現代史料を扱うためには、両者の懸隔を埋め、或いは架橋する作業を意識的に追求する必要がある。それには、両者の懸隔の内容がどのようなものか、これまでの古文書学の射程を検討するところから始めたい。その際、筆者自身が課題としてきたところをも、素材としてあわせて呈示しておきたい。

(一) 古文書学からの関心

古文書学と近現代史料との懸隔でまず想起されるのは、研究対象たる「古」文書に対する関心の相違である。現在でも古文書学の主たる研究対象である古代・中世文書は、それが存在するのみで容易に研究の対象になり得てゐるのではなからうか。古代・中世文書は、それがどのような内容であつても、希少性のゆえに、存在価値が認められ研究の素材となる。かつその文書から歴史的情報を捕捉するために古文書学の研究方法が緻密に駆使され、文言はもとより、様式や細部への書き込み、伝存状況（例えば統紙の有無、折り目の所在）にいたるまで精細な分析がなされるはずである。

近世文書についても希少性については、関心の度合いが古代・中世文書とはやや異なるが、戦後、急速に高まつた地方文書への関心は、近世史料を広く古文書学の対象とし、かつ保存すべき対象として認識した⁽²⁾。これに対し近現代文書は戦後も久しく前近代文書とは同様に扱われてはこなかつた。近年でも、近現代の文書は、和紙に墨書された近代初頭の一部の公文書・書簡が近世文書の延長として「古文書」の一端に加えられるにとどまつている。近現代史料は大量に存在し、従つて希少性に乏しく、その内容、文言、様式なども研究者・利用者がこれを理解する上で格別な困難を感じてはこなかつた。それゆえ、これら文書について、古文書学の研究者からは、研究の素材と位置づけられることがなかつたと見るのは、筆者の偏見ではなからう。

筆者が「古」文書として最初に接し得た近代史料は、北海道庁所蔵の公文書群であつて、大久保論文が公にされた一九六〇年前後であつた。筆者はこの文書群を整理する中で近代文書の古文書学によるアプローチの必要を意識したのであるが、それらはやはり幕末—近代初頭の文書であつた。この時期のものは、近世から近代への過渡期の諸相を豊富に伝え、古文書学の関心の周辺にようやく位置づけられていた⁽³⁾。一方、戦後の文書のごとき現代史料に対しては、

前述のように古文書学的関心はまつたく起こらず、古文書学の方法を適用して考えなければならぬ必然性は生じなかつた。存在することが直ちに古文書学の研究対象としては認められることはなかつたのが、近現代史料である。古文書学の研究関心が、現代との時間的距離によつて増幅する。古^古文書に置かれている限りは、近現代史料への接近がにわかには行われ難い。

(二) 古文書学の方法に関して

では、近現代の時間幅が百年を越え、さらに年次を累積するならば、おのずと古文書学の領域に包摂されるのであろうか。必ずしもそうとは言えないように思う。古文書学が設定してきた自己限定的な方法論の中に近現代史料への接近を制約する性格があつたのではなからうか。

『明治文書学』が提唱された一九六〇年頃、古文書学研究の方法論はほとんどが文書様式論によつて占められていた。筆者はわが国の古文書学が様式論に特化した過程を総括的に論ずる用意はないが、一九七一年に公刊された佐藤進一著『古文書学入門』⁽⁴⁾が古文書学の新しい定義として「文書史」⁽⁵⁾を提唱するまで、古文書学の方法論としての様式論は揺るぎない地位にあつたといつてよいであらう。また、古文書学の研究対象は授受の関係にある文書であるとしてきわめて限定的に定義されてきたが、同書もまたこの点は厳格に継承していた。その後、佐藤は一九九七年の『新版古文書学入門』の中で、従来の古文書概念の外にあり、授受関係では包み込めない領域——ここでは、現代と古代の戸籍が例示されている——があることを指摘し、古文書学の概念を修正してその研究領域の見直しを提起している。⁽⁶⁾また、近年は、何人かの論者によつて、古文書学が様式論に特殊化したことに対する批判的視点が呈示さるようになってきた。しかし今日でも様式論は古文書学の方法論の核となる部分であらう。⁽⁷⁾

もとより近現代文書も一定の様式によって作成されている。しかしながら文書の様式に前近代文書と同様の研究の意義を持たせるのは難しいのではないかと考える。これも筆者の体験を述べておこう。筆者が整理を手がけたさきの北海道庁の文書は、幕末から一八八〇年代後半に至る、開拓使などの簿冊——簿書とよばれていたが——であった。これらは多くが法令・指令・往復・辞令・報告などの文書であつて、今日見る官公庁文書の淵源のひとつをなしており、いずれも一定の様式に規定されて作成・授受されていた。この限りでは、近現代文書も明確な様式をもつて作成され、授受の関係を有しており、古文書学による限定した文書の定義また様式論によって把握し得る対象であつた。しかし、文書の様式について古文書学的関心を喚びかつ考察の対象となるのは、およそ近代初頭の時期までである。以後、公文書の様式は今日に至るまで官公庁の文書管理制度の中で、文書管理規程などによって明確に規定されており、あえて古文書学に依拠して考究を加える対象ではなくなつてゐる。

近現代の文書はまた、授受の関係を有する文書とともに、大量の帳簿、統計書、編さん物、図面を生み出している。とくに会計帳簿は、近現代では、組織体の史料のなかで重要な位置を占めており、これを欠いては、近代の公文書の体系は成立しない。⁽⁸⁾ 近現代の史料全体を捉えるためには、帳簿など官公庁が生成するすべての文書・記録を包摂する必要がある。これを除いて成立する古文書学は、近現代文書に対してはその一部の研究を担うにとどまらう。

藤井「近代の古文書」も幕末・近代初頭の文書様式を紹介して、近代「古」文書論の先駆的な成果を残したが、近代文書にかかる様式論はその後充分な継承、発展をみなかつた。これは当時の様式論が近現代の公文書を全体的に包摂する要素をもつていなかったからである。近現代の文書を扱うには、従来の古文書学の枠組みを拡げる必要があつた。

(三) 近現代史料論の拡散

前述の通り、近現代史料論では、史料ないし文書という概念を古文書学の射程を超えた方向に拡散していった。このため史料論が古文書学との距離を増していったという側面がある。近現代史料論は近現代史料の多種多様性に対応しようとし、意図して古文書学のいう文書の範囲を超えたところに議論を設定しようとした。また文書館等における史料管理という実務上の課題から、史料管理論は古文書学とは別の地点に立とうとした。

前者の近現代史料が多種多様であることからくる議論の拡散は、すでに一九七九年刊行の「日本古文書学講座」九(一)、近代編Ⅰ〜Ⅲにその例が見られる。同講座全十一巻の試み自体が画期的であり、さらにその中の三巻を近代文書に充てたことは、近現代史料論にとっては大きな前進であった。これによって近現代文書が概観され、研究成果を検証することができた。加えて第一巻では、各文書館の整理公開方法を共有することになったが、この意義は大きい。⁽¹⁰⁾ただ、近代編三巻の各編について古文書学の方法——たとえば様式論、機能論——によって貫徹しているかといえ、かならずしもそうとはいえなかった。各省所蔵文書についての論考は、文書管理の一端、保有状況、所蔵史料の概要あるいは史料の例示にとどまる場合が多く、また戦前の文書の大半を失っているところでは、刊行物(図書・統計・調査報告)の紹介に終始した例もあった。大量複製物である刊行物は近現代史料論の対象にはなっても、古文書学の研究領域にとつてい入るものではないであろう。それらの論考が古文書学一般の研究の方法、成果とは相応の距離があったことは否めない。⁽¹¹⁾近現代の組織体・個人の活動から生成するすべての史料を視野に置こうとする近現代史料論は拡散の度を上げた結果、「日本古文書学講座」にして古文書学との接点の維持を難しいものとした。

一方、後者の文書館等における史料管理の側面に言及するならば、各組織内における史料の評価選別、移管、整理、公開利用という文書館の主要業務では、古文書学とどのような接点を持ってきたのであろうか。筆者が文書館(北海

道立文書館)で携わってきた現代公文書の評価選別、目録の編成・記述に際して、古文書学を判断の基礎とした機会
はほとんどなかった。たとえば文書館に収蔵すべき文書の選別に当たっては、現代の行政あるいは企業活動の実態及
びその中の文書管理システム、個々の文書の機能を検討しその保存可否を決定する。その際、現代史に加えて行政学、
経営学の知見が動員されるが、ここで古文書学を援用する機会はほとんどなかったといつてよい。⁽¹²⁾ また、目録の作成
に当たっては、各組織機構とその機能を追究し、史料の原秩序を復元し、目録の記述を行うが、これに必要な文書管
理史の解明に際しては、古文書学を意識することは少なかった。⁽¹³⁾

以上三点に亘って述べたが、これまで古文書学が蓄積してきた様式の把握、細部への注目、文言の解釈、伝存の究
明などの方法は、近現代史料を対象としても有効性がないわけではなく、とくに近代初頭——一八九〇年代まで——
の文書には、古文書学の有効性を一部で確認できる。しかし、近現代史料(文書・記録)全般を古文書学の対象とな
すためには、右の懸隔を克服して研究領域を確立する必要があるう。

註

(1) 前節註(3)、岩倉・大久保共編書。

(2) 近世文書の全体像を呈示したものとしては、荒居英次編

『近世の古文書』(小宮山書店、一九六九年四月)がある。

(3) 拙著『開拓使文書を読む』雄山閣出版、一九八九年十一
月。

(4) 法政大学出版局、一九七一年九月。新版は一九九七年四

(5) 同前、二九〇頁以下。

(6) 同前、新版、二頁。

(7) 古文書学における書札様を核とした様式論を相対化する
議論については、たとえば、村井章介「中世史料論」

『古文書研究』第五〇号、一九九九年十一月、所収)四
八頁以下。

(8) 前節註(7) 拙稿、七七頁。

(9) 雄山閣出版、一九七九年四月〜八〇年七月。

(10) 拙稿「近現代史料整理論の状況 ―近現代史料整理論ノ
トト―」(『史料館研究紀要』第二七号、一九九六年三
月、所収)、一四七頁。

(11) 一節註(1)、拙稿、三七頁以下。

(12) 文書館はすべての文書を収蔵すべしという歴史学研究者、
古文書学者からの意見が現にある。例えば竹内理三の明
確な全量保存論(拙稿「わが国の文書館における公文書
の引継移管手続と収集基準について」(『北海道立文書館
研究紀要』第四号、一九八九年三月、所収)一〇三頁)、

また津田秀夫が文書館の評価選別(かつ大部分の廃棄)

に対し歴史学者としての不信を述べている(前節註(9))

津田秀夫著、前掲書、所収、二八〇頁以下)。これらの
根底にあるのは史料の廃棄に疑いがあれば、すべて残せ
という発想であろう(一節註(1)、拙稿、四三頁)。

(13) 近現代史料文書の目録記述に当たって、文書の性格を特
定するために古文書学の様式論の成果を導入すべきとす
る主張があるが(例えば平野正裕「近代文書整理法序説
―文書の「成立様式」と「集積文書」について―」(『横
浜開港資料館紀要』第一二号、一九九四年三月、所収)、
古文書学自体には、いまだ適用すべき蓄積が乏しいとい
わなければならない。

四、近現代文書への接近

古文書学がその領域に近現代文書を組み込むとすれば、どのような研究課題が設定できるであろうか。近年行われ
ている近現代文書の研究を見定めつつ、その可能性の一端を提起してみたい。

前述のとおり、近現代文書に対し古文書学の射程を及ぼすことについては、文書が存在するにとどまらず、これに
接近する視点を意図して築く必要がある。大久保・藤井がとらえた近世から近代への移行という視点は、今日におい

でも有力な研究分野であつて、豊富な論題を提供する先駆的な成果であつた。⁽¹⁾近代初頭は、公文書においても和紙に墨書して作成されていた時期であり、難読の文字の解読を含め、古文書学の研究が充分成立する時期であつた。この時期は、近代公文書制度の起点であるから、近現代文書を説明する多くの素材をそこに含んではいる。しかしながら、すでに述べたように過渡期自体——明治維新前後から一八九〇年前後まで——は、字義通り近現代文書のごく一部の期間にすぎない。古文書学による近現代文書への接近を考えるならば、近現代のすべてに亘つて通時的に成立する視点がなくてはなるまい。

では過渡期を控除してもなお成立する、近現代文書研究をどのように設定できるのであろうか。近現代史料を通時的に把握し、研究する方法として想起されるのは、公文書のあらゆる側面が研究の対象になるとする竹林忠男「京都府庁文書に見る明治前期公文書の史料学的考察」⁽²⁾の提言である。ここでは、「近代公文書の史料学的把握の対象及び目的」として、「その発生から廃棄保存にいたる全過程即ち、收受、作成、決裁、施行、編綴保管、廃棄、保存の各段階における文書記録の処理方法、様式、形態及び機能等の解明」があるとしている。同論文の多岐に亘る提起を右の文言で要約するのは、当を得ないかもしれないが、竹林の意図するところは、近代史料学（論）の枠組みとして研究の対象となる文書のあらゆる側面を網羅的に列挙しようとするところにあつた。⁽³⁾

公文書のあらゆる側面が史料論の研究対象になるという竹林の提起には、異論を挟む余地がなく、今後、列挙された各部門への研究がなされよう。ただ竹林が研究対象としたのは、論文名にも明らかのように「明治前期」の京都府庁文書であつて、その後の時代に研究を展開せしめてはいない。近代初頭の「行政諸制度の創始形成期」には、当時の文書処理が今日では不分明になつていればこそ、「史料学的考察」の意欲がかき立てられる性質のものではなからうか。近代の過渡期を超えて通時的な近現代史料論を自立させるためには、これを推し進める研究の核あるいは軸を

見いだす必要がある。近現代文書の研究が最終的には竹林が呈示したような文書のあらゆる分野に展開するとして、筆者としては、それに向けて研究を駆動させる契機を見出し出したい。⁽⁴⁾

同様の指摘は、佐藤進一が提唱した「文書史」に対してもあてはまる。機能論によって古文書学を再構築しようとする「文書史」は、近現代文書を包摂する新たな古文書学を予感させるものがあつたが、近現代については「文書史」という語を残したにとどまり、その具体的な姿を提示するには至らなかつた。それゆえ「文書史」あるいは機能論を実体化させる方法が必要である。

これまで見てきたとおり、近現代史料——ここでは官公庁が授受・作成する公文書を念頭に置いているが——の特徴は、他の時代に増して多量に生成しており、文書成立の過程が高い密度で残存していることである。もとよりこの一世紀余の間、散逸が進み、また日々、評価選別により淘汰されてきているとはいへ、文書成立の各過程、また事案の処理に伴う一連の事務の過程が詳細に記録され、かつ残存している。これは前近代文書には少なく近現代文書ならではの特質である。じじつ近現代文書の研究は、このような大量・詳細な文書の残存を前提として発展してきた。大量の文書館収蔵文書が近現代史料論の研究を促し、また保存、整理、利用など文書館業務を支えるために研究が蓄積されてきたのである。

一九六〇年代以降にみる各地方文書館の設立、一九七〇年代初頭の国立公文書館、外務省外交史料館の設立・開館は、これまで例外的かつ一部の研究者にのみ閲覧の許されてきた公文書が広く公開されることになり、また公開利用を支えるために、右に見た近現代史料論の発展が促されてきた。その一端が竹林忠男や筆者の研究であり、⁽⁵⁾ 太政官、外務省文書についても、それらの文書を管理する館員・元館員による研究であつた。⁽⁶⁾ これらの研究は、原議といわれ、⁽⁵⁾ 原議書の成立、すなわち文書の起案、作成、修正、決定という、施行され公表された文書では、窺い知ることが出

来なかつた、内部審議、決定過程に関心が向けられている。ごく近年の研究でいえば、西川誠は、稟議書の頭書に付せられる決裁欄を表示した「カガミ」の成立を行政文書処理方式の確立過程として呈示し、⁽⁷⁾中野目徹の近著「近代史料学の射程」では、「原議のもつ多義的な情報を引き出す」⁽⁸⁾ことを近代史料学の中心的課題としている。小池聖一の場合は、稟議書ではないが「閣議書」と「閣議配付資料」について、両者の差異、また「閣議配付資料」の修正記事から政策の修正過程を逐っている。⁽⁹⁾筆者が「キリスト教解禁以前——切支丹禁制高札撤去の史料論——」で取り上げたのも、稟議書の中にキリスト教取締の回避、政策の動揺を読みとることであつた。⁽¹⁰⁾

稟議書（原議）は、事案決定過程を示すものであるから、この分析を通じて政策の審議、決定（あるいは修正、廃棄）のありようを視野に納めることができる。近現代文書の成立（生成）過程を把握する研究としては、豊富に存在する稟議書を素材とした研究が、当面、近現代文書研究全体を駆動させることになるう。もつとも史料学・古文書学の領域を確立するという本稿の課題は、稟議書への研究が歴史研究をより確実にする意味にとどまらず、近現代文書の史料学・古文書学を確立する方向にどのように結びつくかにある。⁽¹¹⁾

辻清明など行政学からの研究によると、稟議書を回付して組織の決定を図るといふ稟議制は、わが国近現代官僚制の階層的秩序に照応して生じた事案決定方式であると解せられている。かつ稟議制が、組織内合意形成に効果を發揮する一方、非能率、責任不在をもたらすものであつて、現代社会に即応する方式かどうかの疑問が呈せられ、その長短が論じられてきたところである。⁽¹²⁾しかしながら史料学（論）・古文書学からは、稟議書に相当する文書がすでに近世にも存在し、その性格は階層的秩序を表象するよりも合議制に淵源をもつと見られている。⁽¹³⁾筆者は、稟議書を古文書学に位置づけて考察する場合、形態上の変化に現れる稟議制の構造、社会的機能の変容に目を向けるべきではないかと思う。これまで稟議書については、史料学・古文書学からの接近が近代公文書制度確立期の所産を把握する視点

にとどまりがちであったが、稟議制が一世紀余の近現代を通じて維持され続けてきた意味を稟議書原本の分析によって明らかにすることができるのではないかと考える。

以上、稟議書を手がかりに、古文書学が接近し得る通時的な近現代史料研究の視点を呈示してみた。稟議制の問題以外にも、各時代における通信、複製手段の発達が公文書——官公庁以外の企業・団体の文書においても事態は同じであるが——情報の変容をもたらしている。たとえば電話など文書以外の通信手段の出現にとつて、書簡による意思疎通は大幅に減少した。一方、電子メールの普及、文書の電子化は、かえって文書による通信量を増してはいるが、即座に抹消できる性質のものであり、記録として残るといふ意味では文書の残存のありようを大きく変えつつある。また活版印刷、蒔莖版、謄写版印刷、複写機など複製手段の発達は、複数原本を多量に存在せしめることになった。それらについては文書の紙面上——画面上という場合も含めて——の変化を注目しなくてはならないが、さらに電信、電子化のシステムによる文書情報の形態的変容が把握される必要がある。その上で史料学・古文書学としては、通信、複製技術の変化がもたらす史料(文書・記録)によって表示される情報の量と質を検討の対象とすることが出来よう。⁽¹⁴⁾この側面で稟議制の課題に戻ると、文書の電子化によって決裁が迅速化し、稟議制の特徴のひとつであった関係部課への合議がもたらした組織内の合意形成が困難になり、稟議制は大きく変容する事態が予測される。

註

(1) 筆者もかつて近代文書の確立という視点に導かれ、前節

註(3)、拙著、「開拓使文書を読む」によって、過渡期

の諸文書を考察した(とくにⅡ「過渡期の文書」)。

(2) 二節註(7)、竹林前掲論文。

(3) 同前、四―五頁。

(4) 近現代文書の史料学的研究が、様式論、形態論、構造論、史料管理史の四側面を有しているとして社会集団、組織体ごとの個別分析が必要であると指摘するのは、丑木幸男「近代民間史料の構造——群馬県水沼村星野家文書を

事例として―(「群馬文化」第二五〇号、一九九七年四月、所収)である。ここでも古文書学との関連に触れつつ、様式論は「組織体に応じた様式の変化の解明」、形態論は媒体の変化、たとえば墨書からAV機器にいたる時系列的変化の解明、構造論は「組織体の機能に依りて発生する史料体系」とその変化の解明及び「史料群の内部構造」の解明、史料管理史は「社会集団ごとに史料の管理・保存方法」及び「その類型化の解明」にあるとしている。やがてはこのように近現代文書研究が構造化されると思うが、いまはそれを模索する研究段階である。

(5) 文書館内部での研究のほか、例えば高橋美貴「「処見」・「異見」・「附言」―明治一〇年代、秋田県庁文書」への文書論的アプローチ」(「日本文化研究所研究報告」別巻第三三集、一九九六年三月、所収)では、稟議過程における異なる意見の呈示方法について秋田県庁文書を事例として論じている。

(6) 田口慶吉「近代太政官文書の様式について」(「北の丸」第一九号、一九八七年三月、所収)、また近年では、中野目徹著「近代史科学の射程―明治太政官文書研究序説―」(弘文堂、二〇〇〇年二月)、小池聖一「外務省文書・外務省記録の生成過程―外務省文書の文書学的一

試論―」(「日本歴史」五八四号、一九九七年一月、所収)、西川誠「左院における公文書処理―左院の機能に関する一考察―」(「日本歴史」五二八号、一九九二年五月、所収)がある。

(7) 最近、「日本歴史」六二八号(二〇〇〇年九月)では、「近代文書論」を特集し、二節註(3) 佐々木隆前掲論文を収録している。西川誠「カガミの成立―近代決裁・回議文書成立考―」はこの特集の一編である。

(8) 註(6)、中野目徹著前掲書、一三頁。

(9) 註(7)、「日本歴史」六二八号、所収、小池聖一「閣議」の文書学的一考察―芦田内閣期、政令二〇一号の制定・施行過程を一例に―。

(10) 岩田書院、二〇〇〇年十一月、一五三、一六八頁。

(11) 註(6)、中野目徹前掲書、「近代史科学の射程」では、近代史科学の主要な方法を原議の研究に置いているが、同書第二章「御名御璽の登場」では、必ずしも原議の把握に依拠しないでも研究を展開する方向に歩を進めているように思われる。近代史料論の射程における稟議書(原議)の意味が今後どのように展開することになるのであろうか。これについては、同書への筆者の書評を参照(「歴史学研究」第七四九号、二〇〇一年五月、所収)。

(12) 辻清明「日本における政策決定過程——稟議制に関連し

て——」(同著「新版日本官僚制の研究」東京大学出版会、

一九九二年十月、前篇四)。赤木須留喜著「(官制)の研究

究」日本評論社、一九九一年二月、四頁以下。

八月、第三、五章。筆者の二〇〇〇年度古文书学会大会
発表「近代稟議制文書についての試論」。

(14) 村岡正司著「情報公開のための文書管理ガイド」日本法

令、一九九九年七月、第一章、第六章、参照。

(13) 笹谷和比古著「^{サムライ}士思想」日本経済新聞社、一九九三年

五、まとめ

本稿は、古文书学から近現代文書への架橋を行うため、近現代史料論が到達し得た点を確認し、また古文书学と近現代史料との懸隔の要因を、古文书学の側の関心の向け方、研究方法のありよう及び近現代史料論の拡散の側面からとらえ、古文书学が近現代史料を扱う可能性について若干の提起を行った。古文书学から近現代史料への接近は、いまだ途上という観があるけれども、この試みが意識的に追求されるべき必然性については呈示できたのではないかと思う。

古文书学から近現代文書への架橋は、筆者にとって年来の課題であった。しかも、研究の枠組みを設定するにあたっては、筆者がなが年に亘って扱ってきた、近代初頭の史料にとどまらず通時的になされるべきであると考えてきた。またその方法が近現代史料の理解に有効であつて、様式論に収斂されない近現代史料論・近現代文書論として確立する必要があるとも考えてきた。さらに近現代史料論・近現代文書論が、文書の収集、評価選別、整理、利用、保存という文書館業務を直接考察する史料管理論から自立する必要があるとも主張してきた。史料論・古文书学は史料認識

論であつて、史料管理論に隣接し文書館の業務を支援するけれども、史料管理論そのものではなく、またその一部でもないと考えるからである。近現代史料についても史料認識論は、それ自身が独立した意義、方法論を持つものとして、理論的にも自立した存在となり発展を遂げる必要がある。⁽¹⁾

たとえば、本稿で提起した稟議制——稟議書、稟議過程の分析を含む稟議による事案決定方式全体——への検討は、近世から近代へさらに現代に至る史料生成システム、史料管理形態への考察であり、またその社会的位相への考察として、近現代史料認識論研究の主要な一角を占めるものである。第二節の最後に掲げたさきの「形成と課題」の結論である近現代史料研究の三つの方向、すなわち第一の近現代史料生成システムへの考察、第二の近世からの継承及び文書管理概念の近代的変容の分析、第三の近現代史料が伝える情報の社会的位相への考察などには、いずれも稟議制への検討を内包している。近現代稟議制の研究は、近現代の史料認識論を自立させる有力な研究分野となり得るのではなからうか。

以上、近現代史料への古文書学からの接近を試みてきた。近現代の史料生成過程とその背景への考察を、今後どのように古文書学に位置づけ得るであろうか。本稿は、その研究意義を指摘したにとどまり、研究の入り口に立っているに過ぎないが、筆者としての第一歩にはなり得ている。ご批判をいただけるならば幸いである。

註

(1) 史料論の自立、史料管理論との関係については、一節註

(1) 四九頁以下、二節註(12) 拙稿、三三〇頁以下。

〔付記〕

本稿の成稿は、ほぼ二〇〇一年四月である。本稿は、前稿「近現代史料論の形成と課題」と同様、やや学説史に傾いた論述で、おおよそ二〇〇〇年までの研究を踏まえている。本稿

のことは、拙著「近現代史料の管理と史料認識」(北海道大学図書刊行会、二〇〇二年二月) 四七六頁、註(4)で予告した通り、他の論文集に掲載する予定であったが、近年の論文に触れる研究であるので、この時点で公にしたいと考え、この論文集の関係者にお願ひして本誌に掲載の場を移すことに

したものである。

なお、本稿に引用した筆者の論文(一節註(1)、二節註(3)、(7)、(9)、三節註(10)、(12))は、いずれも右の「近現代史料の管理と史料認識」に再録した。

